



平成 24 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 ヤマト インターナショナル株式会社
代 表 者 名 取締役社長 盤 若 智 基
(コード番号 8 1 2 7 東証・大証 第一部)
問 合 せ 先 経営企画室長 安 栗 清
TEL (03) 5 4 9 3 - 5 6 2 9

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 10 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 11 月 22 日開催の第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役業務の効率化と執行役員制度の導入、また取締役相互の意思疎通を図るとともに、実態に合わせて適正な員数とするため、現行定款第 19 条（取締役の員数）を 10 名以内から 6 名以内に変更するものであります。
- (2) 社外取締役および社外監査役が、その役割を十分に発揮できるように、また将来に渡り見識、経験ともに豊富な人材を招聘できるよう、現行定款に変更案第 29 条（社外取締役との責任限定契約）及び変更案第 39 条（社外監査役との責任限定契約）を新設し、それに伴う所要の変更を行うものであります。

なお、変更案第 29 条の当該株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 24 年 11 月 22 日
定款変更の効力発生日	平成 24 年 11 月 22 日

以上

【 別紙 】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第28条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>29</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第19条 当社の取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第28条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第29条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第<u>30</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第39条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>43</u>条 (現行どおり)</p>